

運送事業者に対する行政処分(令和5年6月分)

(自動車運送事業安全監理室)

事業の種類	行政処分日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	※ 事業者 点数	営業所 点数
一般貨物	令和5年6月5日	米田運輸有限会社 (法人番号 7230002012294) 代表者米田勝紀	富山県高岡市能町 字打山555-63	本社営業所	富山県高岡市能町 字打山555-63	輸送施設の使用停止 (50日車)	貨物自動車運送事業法 第17条第1項及び同条第 4項	令和3年12月15日及び令和4年1月21日、監 査実施。10件の違反が認められた。(1)乗務 時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事 業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第 5項)(2)1箇月の拘束時間に関する違反(安 全規則第3条第4項)(3)点呼の実施義務違 反(安全規則第7条第1～2項)(4)点呼の記 録義務違反(安全規則第7条第5項)(5)点呼 の記録記載不備(安全規則第7条第5項)(6) 運転者台帳の記載不備(安全規則第9条の5 第1項)(7)疾病、疲労等のおそれのある乗務 (安全規則第3条第6項)(8)運転者に対する 指導監督違反(安全規則第10条第1項)(9) 特定の運転者に対する指導監督違反(安全 規則第10条第2項)(10)特定の運転者に対す る適性診断受診義務違反(安全規則第10条 第2項)	5	5
一般貨物	令和5年6月26日	株式会社ティーブレイ ク(法人番号 8220001019332) 代表者中村卓二	石川県金沢市泉本 町1丁目49番地5	本社営業所	石川県金沢市駅西 本町2丁目5番32号	輸送施設の使用停止 (50日車)	貨物自動車運送事業法 第17条第1項及び同条第 4項	令和3年11月19日、監査実施。3件の違反が 認められた。(1)疾病、疲労等のおそれのあ る乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則 (以下「安全規則」)第3条第6項)(2)運転者台 帳の記載不備(安全規則第9条の5第1項) (3)運行管理者に対する指導監督違反(安全 規則第22条)	5	5

※事業者点数は、行政処分等の年月日時時点で事業者(北陸信越運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。